

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)	
地域名 (地域内農業集落名)	市原 (市原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月27日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は淡路島のほぼ中央の先山の東の麓にあり、地区の中を3本の尾根が通る丘陵地と急傾斜地の中山間地に位置する地区である。先人達は工夫を凝らして、水稻と小規模ながらの玉葱、酪農・畜産業を行っていた。小さい圃場が段々に繋がり、圃場への移動に対しても農地所有者の持ち出しによる狭い農道と給排水一緒の水路があるのみで、大雨による災害が多発する地区であった。30年程前から後継者不足により徐々に耕作放棄田が増えていき、高齢化や後継者難が更に見込まれる中、幾度かの圃場整備案が立ち上がっては消えていく中で、約10年前に再度圃場整備の機運が高まり、平成30年に農地中間管理機構を利用した圃場整備を3田主(水利組合)で採択し、令和2年度後期より圃場整備事業が開始された。現在1・2期の構成員による「農事組合法人市原ファーム」を設立し、また「(株)SP」の地域農業への参入を受け水稻、玉葱、秋冬期作野菜の作付けと数件での和牛繁殖が行われている。又、現在2期工事への事業申請を行っている。しかし圃場整備が完成しても高齢化や後継者難は変わりなく、圃場を任せられる新たな経営体や新規就農者等を確保しなければならない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は市原ファームが水稻と玉葱を行い、数件ある和牛繁殖農家が(株)SPの表作としてWCSを作付けし粗飼料自給を増やし、併せて堆肥散布を行って地区内の耕畜連携を図っている。(株)SPはWCS後の空いた圃場を利用して玉葱早生、露地野菜(2回収り)の作付けを行っている。圃場整備1・2期を通じて2法人を中心に地域での農業の活性化と集約化を図り、後継者の育成と新規就農者の受け入れを図る。また、獣害対策については、引き続き集落ぐるみで取り組みを推進するとともに、若手の育成も図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市原地域、一部安坂地域、一部二ツ石地域

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
圃場整備完成後の農地を、市原ファームと(株)SPを中心として農地の集積を図るとともに、圃場の連担化を図り作業効率を向上させる。併せて新規就農者への門戸を開けて就農支援を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
市原ファームと(株)SPを中心とした農地の集積を図る中で構成員の高齢化、後継者難、圃場エリア外の農地の耕作放棄田が増えると思われる。農地中間機構を通じてのマッチングを行い新たな経営体や新規就農者の受け入れ、市原ファームでの就農(雇用等)支援を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
市原ファームと(株)SPを中心とした農地の集積を図る中で構成員の高齢化、後継者難、圃場エリア外の農地の耕作放棄田が増えると思われる。農地中間機構を通じてのマッチングを行い新たな経営体や新規就農者の受け入れ、市原ファームでの就農(雇用等)支援を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
先に述べたように構成員の高齢化・後継者難は深刻で、10年後には実作業に従事できるのは現在(構成員の1/2)の半数(構成員の1/4)になると思われる。新規就農でのハードルである初期投資(農機具や資材)を貸出して新たな経営体や新規就農者を受け入れる体制を行いたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
圃場整備事業に関連しての支援事業(農機具の大型化等)やスマート農業事業を活用して大型農機具の導入を図り少人数での作業効率を図るか、機械や施設への設備投資をやめて部分作業委託等(田植え・除草剤散布・稲刈り・乾燥及び粃摺り等)を行い経費減での収益確保を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①約10年前よりイノブタの出没が顕著になり、農作物や圃場の畦、水路に被害が見られるようになった。集落内での話し合いにより山際に侵入防止柵を設置し、年2回程度の点検を行っている。柵の周辺での耕作放棄田の解消を行い、併せて檻を設置し捕獲している。又、侵入防止柵を設置出来ない所では電気柵を設置しイノブタの侵入を防いでいる。更に中央部での圃場整備完成によりこちらでもブロック単位での侵入防止柵を行う予定である。こちららも免許者の高齢化で新たな免許者を募集・育成していく。
- ②⑨耕畜連携を地区内で推進し、畜産農家から生産される堆肥を活用して減肥料の取り組みを進める。
- ③スマート農業については、現在取組みはないものの、将来的には必要であるため、地域内の担い手にモデル経営体となってもらい、実証しながら地域に拡大していく。
- ⑦中山間地域等直接制度や多面的機能支払制度を活用して、地域ぐるみで農地等の保全管理を進める。
- ⑧10年後に向けた機械の共同化を進めていく上で、農業用機械を格納する場所、倉庫の建設が必要となってくるため、気運が高まれば補助事業を活用して進めていく。